

大和市都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 6 日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第 4 号

大和市都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則の一部を改正する規則

大和市都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則（平成 2 0 年大和市規則第 6 0 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「係る開発行為」の次に「（当該開発行為に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 3 6 年法律第 1 9 1 号）第 1 2 条第 1 項又は第 3 0 条第 1 項の許可を要するものを除く。）」を加え、「当該各号に定める」を「前項第 5 号及び第 6 号に掲げる」に改め、同項第 1 号及び第 2 号中「前項第 5 号及び第 6 号に規定する図書」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。